

財務省との協議に伴う(独)国立公文書館の
平成 29 年度目標案の修正について

- I 平成 29 年1月 30 日に内閣府独立行政法人評価等のための有識懇談会を開催し、(独)国立公文書館の平成 29 年度目標案について意見の聴取を行ったが、同目標案について特に意見はないとされたところ。
- II 同目標案を持って、財務省との協議に臨んだところ、同省より意見が出され、以下の修正を行うこととなった。

(該当箇所・修正理由)

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 歴史公文書等の保存及び利用その他の措置

ア 利用の請求に関する措置 ⇒ 資料2-2 P4 1

イ 利用の促進に関する措置 ⇒ 同上 P5 2

(修正理由) 昨年度評価時点において、当該事項を含め業績評価の対象となっており、追記する必要なし。

(3) 研修の実施その他の人材の養成に関する措置

⇒ 資料2-1 赤字部分、資料2-2 P8 3

(修正理由) 既存公開資料を踏まえた文言修正。

(4) アジア歴史資料センターにおける事業の推進

⇒ 資料2-2 P9 4

(修正理由) 当該報告書は政府決定ではなく、目標の根拠として不適切。

2. 業務運営の効率化に関する事項

⇒ 資料2-2 P10 5

(修正理由) 「国立公文書館の機能・施設の在り方に関する基本構想」を踏まえることは、目標の冒頭に記載されている。また、法令並みに同基本構想に「基づく」必要はなく、記載は不適切。

4. その他業務運営に関する重要事項

(1) 体制の整備 ⇒ 資料2-2 P11 6

(修正理由) 上記に同じ(「資料2-2 P10 5」)

(2) 内部統制の適切な実施 ⇒ 資料2-2 P11 7

(修正理由) 法令と他の事項の並びに係る文言の適正化